

健生食輸発1002第1号  
令和6年10月2日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(中国産養殖活鰻の検査命令免除対象養殖場リストの更新)

標記については、令和6年3月28日付け健生食輸発0328第1号(最終改正：令和6年9月18日付け健生食輸発0918第2号)により通知したところである。

今般、中国政府から対日輸出養殖活鰻の養殖場リストについて、更新の連絡があったことから、同通知の別表27を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

なお、本日以降に輸入届出される中国産養殖活鰻のうち、本年10月15日までに発行される中国政府のオキソリニック酸に係る証明書が添付されているものにあつては、従前の養殖場リストを適用しても差し支えないこととする。